

国民健康保険税の特別徴収(年金天引き)のお知らせ

特別徴収とは、世帯主が受給している公的年金から、国民健康保険税(以下、国保税)をあらかじめ差し引いて納付する仕組みです。(地方税法第706条、市国民健康保険税条例第16条)

■特別徴収の条件

下記の条件全てに該当する世帯は、国保税の特別徴収対象被保険者となります。

- ▶世帯主が国民健康保険(以下、国保)に加入している
- ▶年額18万円以上の公的年金を受給している
- ▶世帯の国保加入者全員の年齢が65歳以上75歳未満である
- ▶介護保険料と国保税の合算額が年金(※)受給額の2分の1以下である

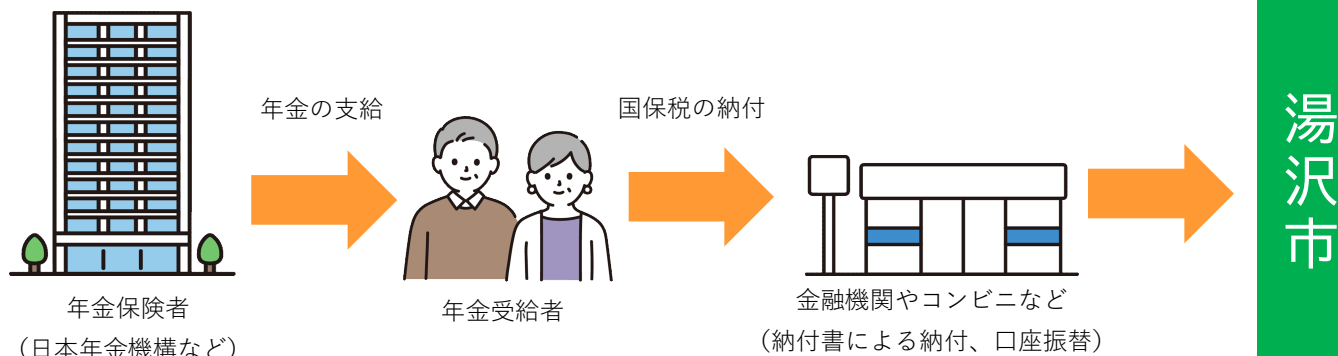
※複数の公的年金を受給している場合は、特別徴収の対象となる年金の優先順位が決められており、高順位の1つの年金から特別徴収されます。

■特別徴収と普通徴収の違い

①特別徴収



②普通徴収



お問い合わせ先:湯沢市役所市民生活部 税務課市民税班 国保税担当
☎ 0183-55-8094(直通)

裏面もご覧ください

